

平成25年4月30日開催

第 11 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

# 第11回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成25年4月30日(火)午前10時00分

2. 開催場所 新ひだか町福祉センター 2階大集会室

3. 出席委員 16 人 (欠席委員8名)

|    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1  | 番 | 安 | 田 | 悦 | 郎 | 欠 | 1 | 3 | 番 | 西 | 村 | 和 | 夫 | 出 |
| 2  | 番 | 若 | 生 | 良 | 一 | 出 | 1 | 4 | 番 | 橋 | 本 | 孝 | 博 | 欠 |
| 3  | 番 | 渡 | 辺 |   | 隆 | 出 | 1 | 5 | 番 | 前 | 川 | 達 | 哉 | 欠 |
| 4  | 番 | 松 | 本 | 俊 | 博 | 出 | 1 | 6 | 番 | 酒 | 井 | 義 | 薫 | 出 |
| 5  | 番 | 白 | 井 | 康 | 博 | 出 | 1 | 7 | 番 | 川 | 端 | 雅 | 幸 | 出 |
| 6  | 番 | 藤 | 原 | 俊 | 哉 | 欠 | 1 | 8 | 番 | 中 | 道 | 邦 | 則 | 出 |
| 7  | 番 | 土 | 居 | 正 | 広 | 出 | 1 | 9 | 番 | 吉 | 田 | 武 | 博 | 出 |
| 8  | 番 | 小 | 林 | 嘉 | 弘 | 欠 | 2 | 0 | 番 | 前 | 谷 | 英 | 志 | 出 |
| 9  | 番 | 山 | 口 | 隆 | 敏 | 出 | 2 | 1 | 番 | 川 | 端 | 久 | 幸 | 出 |
| 10 | 番 | 水 | 上 | 隆 | 次 | 出 | 2 | 2 | 番 | 見 | 上 | 義 | 夫 | 出 |
| 11 | 番 | 橋 | 本 | 義 | 猛 | 出 | 2 | 3 | 番 | 野 | 表 | 夫 | 一 | 出 |
| 12 | 番 | 岡 | 田 |   |   | 出 | 2 | 4 | 番 | 金 | 森 | 靖 |   | 出 |

4. 出席事務局職員

事務局長 若生 富夫

主 幹 二本柳 浩一

主 査 神谷 貴史

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見について

6. 会議の概要

|  |  |
|--|--|
| <p>事務局</p> <p>会長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>  | <p>ただ今から第11回総会を開催いたします。<br/>(総会に先立ち、みつし農協推薦委員の久井秀人委員の退任に伴ない、酒井薫委員の就任の報告を行う。)<br/>はじめに、金森会長よりご挨拶をお願いします。</p> <p>挨拶</p> <p>本日、1番安田悦郎委員・5番白井康博委員・6番藤原俊哉委員・8番小林嘉弘委員・11番橋本義次委員・14番橋本孝博委員・15番前川達哉委員・21番川端英幸委員より欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。<br/>出席委員は24名中16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。<br/>それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております。</p> <p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>それでは、議事録署名委員は、23番野表篤夫委員、2番若生良一委員をお願いいたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>  |
| <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>4番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> | <p>次に日程第2の議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についてを、議題といたします。<br/>事務局より議案第1号1番の議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>それでは、議案第1号の議案書をご覧下さい。農地法第4条の規定による許可申請については1件です。議案書をもとに説明します。</p> <p>【議案第1号1番を議案書をもとに朗読】</p> <p>申請順位1番ですが、後継者家族と同居するには手狭なため、農家住宅を建築したいとするものです。<br/>申請地は軽種馬の営農管理上、放牧地、簡易厩舎に近接しており、最適地であると判断し選定した。<br/>申請地は主に採草地であるが、周辺農地には支障がないよう配慮した。<br/>なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第4条第1項の転用申請について、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると思われます。<br/>4月26日に、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行っていたが、やむを得ない転用である旨の意見をいただいております。□<br/>以上で議案の朗読と説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、地域担当農業委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>議案第1号1番については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。<br/>(質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。議案第1号1番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。<br/>(異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第1号1番はこれを許可相当との意見を付することに決定いたします。</p> |

議長 次に議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを、議題といたします。  
事務局より議案第2号1番の議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請については3件です。議案書をもとに説明します。

事務局 【議案第2号1番を議案書をもとに朗読】

事務局 申請順位1番ですが、譲受人は、民間賃貸住宅に居住しているが、狭隘なことから住宅を建築いたしたい。申請地は宅地化が進んでいる都市計画区域内の第2種中高層住居専用地域で、隣接地は小規模な採草畑で本転用による支障はありません。  
なお、周辺の宅地化の状況から、第3種農地であり、農地法第5条第1項の転用申請について、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると思われます。  
4月26日に、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行っていた  
だき、やむを得ない転用である旨の意見をいただいております。□  
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

18番 議案第2号1番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号1番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号1番はこれを許可相当との意見を付することに決定いたします。

議長 事務局より議案第2号2番の議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 【議案第2号2番を議案書をもとに朗読】

事務局 申請順位2番ですが、譲受人は●●病院を開業するため、住宅兼●●病院を建築いたしたい。  
申請地は宅地化が進んでいる都市計画区域内の第2種中高層住居専用地域で、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはありません。  
なお、周辺の宅地化の状況から、第3種農地であり、農地法第5条第1項の転用申請について、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると思われます。  
4月26日に、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行っていた  
だき、やむを得ない転用である旨の判定意見をいただいております。□  
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

18番 議案第2号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号2番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号2番はこれを許可相当との意見を付することに決定いたします。

|     |  |
|-----|--|
| 議長  | 事務局より議案第2号3番の議案の朗読と説明をお願いします。  |
| 事務局 | 【議案第2号3番を議案書をもとに朗読】  |
| 事務局 | 申請順位3番ですが、砂利採取のための一時転用です。<br>なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用申請について、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると思われます。<br>4月26日に、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行っていただき、やむを得ない転用である旨の判定意見をいただいております。<br>以上で議案の朗読と説明を終わります。 |
| 議長  | ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。  |
| 3番  | 議案第2号3番については、事務局の説明のとおりです。   |
| 議長  | ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。<br>(質問、意見なし)  |
| 議長  | 採決いたします。議案第2号3番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。<br>(異議なしの声多数)   |
| 議長  | 賛成多数ですので、議案第2号3番はこれを許可相当との意見を付することに決定いたします。  |
| 議長  | 次に議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議案といたします。<br>事務局より議案第3号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。  |
| 事務局 | 【議案第3号1番を議案書をもとに朗読】  |
| 事務局 | 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。   |
| 議長  | ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。  |
| 7番  | 議案第3号1番については、事務局の説明のとおりです。   |
| 議長  | ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。<br>(質問、意見なし)   |
| 議長  | 採決いたします。議案第3号1番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。<br>(異議なしの声多数)   |
| 議長  | 賛成多数ですので、議案第3号1番の集積計画について決定といたします。   |
| 議長  | 次に事務局より議案第3号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。  |
| 事務局 | 【議案第3号2番を議案書をもとに朗読】  |
| 事務局 | 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。   |

|     |  |
|-----|--|
| 議長  | ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。  |
| 20番 | 議案第3号2番については、事務局の説明のとおりです。   |
| 議長  | ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。<br>(質問、意見なし)   |
| 議長  | 採決いたします。議案第3号2番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。<br><br>(異議なしの声多数)   |
| 議長  | 賛成多数ですので、議案第3号2番の集積計画について決定いたします。  |
| 議長  | 次に事務局より議案第3号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。  |
| 事務局 | 【議案第3号3番を議案書をもとに朗読】  |
| 事務局 | 以上の計画要請の内容は、お手元にご置きます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の2ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。      |
| 議長  | ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。  |
| 9番  | 議案第3号3番については、事務局の説明のとおりです。   |
| 議長  | ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。<br>(質問、意見なし)   |
| 議長  | 採決いたします。議案第3号3番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。<br><br>(異議なしの声多数)   |
| 議長  | 賛成多数ですので、議案第3号3番の集積計画について決定いたします。  |
| 議長  | 次に議案第4号農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見についてを、議案といたします。<br>事務局より議案第4号申請順位1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。  |
| 事務局 | それでは、議案第4号の議案書をご覧下さい。農業振興地域における農用地区域の変更等については3件です。議案書をもとに説明します。  |
| 事務局 | 【議案第4号1番を議案書をもとに朗読】  |
| 事務局 | 4月26日に、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行っていただき、適当であるとの意見をいただいています。<br>このことから、農業振興地域の農用地区域からの除外について適当であると考えます。<br>以上で議案の朗読と説明を終わります。 |
| 議長  | ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。   |
| 7番  | 議案第4号1番については、事務局の説明のとおりです。   |
| 議長  | ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。<br>(質問、意見なし)   |

議長 採決いたします。議案第4号1番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号1番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。

議長 次に事務局より議案第4号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号2番を議案書をもとに朗読】

事務局 4月26日に、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行っていただき、適当であるとの意見をいただいています。このことから、農業振興地域の農用地区域からの除外について適当であると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

4番 議案第4号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号2番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号2番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。

議長 次に事務局より議案第4号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 4月26日に、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行っていただき、適当であるとの意見をいただいています。このことから、農業振興地域の農用地区域からの除外について適当であると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

4番 議案第4号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号3番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号3番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。

議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。  
この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長

よろしいですか。それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第11回総会を閉会いたします。

(終了時刻 午前11時20分)

以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。

平成25年4月30日(議事録調整日 平成25年5月13日)

新ひだか町農業委員会会長

㊟

議事録署名委員

㊟

議事録署名委員

㊟